

## 麻布大学同窓会奨学金貸与規程

### (趣 旨)

第1条 麻布大学同窓会（以下「本会」という。）は、麻布大学又は麻布大学大学院（以下「大学等」という。）において、継続して修学を希望しながら経済的事由により学資の支払いが困難となった者に対して、その費用を貸与する。

### (定 義)

第2条 この規程で、貸与する費用を麻布大学同窓会奨学金（以下「奨学金」という。）また、この奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

### (財 源)

第3条 奨学金の財源は、本会奨学金基金をもってこれに充てる。

### (貸与金額等)

第4条 奨学金の貸与金額は、奨学生が在籍する年度の学納金の半年分相当額とし、貸与を受けることができる回数は、大学等を通して奨学生1人1回とする。

- 2 奨学金の貸与は、大学等の各学部学科及び各研究科（以下「各学科」という。）に在籍する者それぞれ1人を原則とする。ただし、1年間に7名を超えない範囲で各学科において複数に貸与することができる。

### (奨学金貸与等審査委員会)

第5条 奨学金の貸与及びその他の奨学金の貸与に関わる重要事項について審査するため、奨学金貸与等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査委員会委員は、本会副会長の他、理事の中から2名から4名を理事会で選任し、本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 審査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 4 審査委員会は、奨学金の貸与及び返済の猶予又は返済の免除その他奨学金の貸与に係わる重要事項について審査する。
- 5 審査委員会は、前項の規定の他、奨学金の貸与にあつては独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者の学力基準・家計基準に準じるか否かを併せて審査する。

### (資 格)

第6条 奨学金の貸与を申請できる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 大学等に在学する学部学生又は大学院学生であること。ただし、休学中の者又は停学処分を受けたことがある者を除く。
- (2) 継続して修学を希望しながら経済的事由により学資の支払いが困難な者であること。
- (3) 優れた学部学生又は大学院学生であつて、学長の推薦が得られる者であること。

- 2 独立行政法人日本学生支援機構奨学金、麻布大学奨学金、その他の奨学金の貸与を受けている者であっても、本会奨学金の貸与を申請することができる。

### (連帯保証人)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人2人を立てるものとする。

- 2 連帯保証人2人のうち1人は、学資負担者又は父母若しくはこれに準ずる者とし、他の1人は、25歳以上かつ奨学金完済時に満65歳未満で、独立の生計を営む者とする。

### (貸与の申請)

第8条 奨学金の貸与を希望する者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1-1号、様式第1-2号）
- (2) 家庭の経済状況を証明するもの（学資負担者の源泉徴収票又は市区町村の所得証明書）
- (3) 学長の推薦書
- (4) 特別な事情がある場合は、その事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書  
（貸与の決定）

第9条 奨学金の貸与は、審査委員会の審査を経て、会長が決定する。

- 2 前項の決定に基づき、会長は、速やかに当該申請者へ貸与決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（貸与手続）

第10条 奨学金の貸与が決定した者は、連帯保証人と連署の上、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、その提出期限は、奨学金の貸与を希望する1週間前までとする。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 奨学金借用証書（様式第4号）
- (3) 奨学金返済計画書・確認書（様式第5号）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書（3か月以内のもの）及び住民票（1か月以内のもの）

- 2 前項に掲げる書類の提出がない場合は、奨学金貸与の決定を取り消すことがある。

（返済等）

第11条 奨学金の返済期間は、奨学生の卒業又は修了した日から2年経過した後5年以内（以下「返済期間」という。）とする。

- 2 奨学金の利息は、返済期間内は無利子とする。
- 3 奨学金の返済は、奨学金借用総額の元金均等割賦（以下「割賦金」という。）とし、原則として、年2回（7月末及び1月末）の10回払いとする。ただし、奨学金借用総額の一括返済若しくは残債の繰り上げ返済をすることができる。
- 4 奨学生が願出により退学した場合は、退学した日から起算して6月経過した月が属する年度から返済するものとする。ただし、返済期間及び返済方法等については、第1項及び前項の規定を準用する。
- 5 奨学生が命令により退学又は停学処分を受けた場合は、奨学金の貸与総額の全てを速やかに返済しなければならない。
- 6 奨学生であった者が、その奨学金を完済したときは、本人及び連帯保証人（学資負担者又は父母）へ奨学金の完済について（通知）（様式第6号）により通知する。

（返済猶予等）

第12条 奨学生であった者が、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本人又は連帯保証人の願出により、会長は、奨学金の返済を猶予することができる。

- (1) 大学又は大学院等に在学することになったとき。
- (2) 災害又は重度の疾病その他やむを得ない事情によって返還が著しく困難となったとき。

- 2 前項に定める返済猶予の期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前項1号に該当する場合は、その事由が継続する期間とする。
- (2) 前項2号に該当する場合は、3年以内とする。ただし、その事由がさらに継続する場合は、願出

により延長することができる。この延長は通算して5年を限度とする。

- 3 第1項の奨学金の返済猶予を受けようとする者は、奨学金返済猶予願（様式第7号）及び当該事由の事実を証明する書類を提出しなければならない。
- 4 奨学金の返済猶予は、審査委員会の審査を経て、会長が決定する。
- 5 前項の決定に基づき、会長は、速やかに当該願出人へ返済猶予決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（返済免除）

第13条 奨学生であった者が、死亡又は重度の心身障害等で返済が不能となったときは、連帯保証人の願出により、会長は、未返済額の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の奨学金の返済免除を受けようとする者は、奨学金返済免除願（様式第9号）及び当該事由の事実若しくはその程度を証明する医師の診断書を提出しなければならない。
- 3 奨学金の返済免除は、審査委員会の審査を経て、会長が決定する。
- 4 前項の決定に基づき、会長は、速やかに当該願出人へ返済免除決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（延滞金）

第14条 奨学生であった者が、正当な理由がなく返還期限を過ぎても奨学金を完済しない場合は、延滞金を徴収する。ただし、第12条の規定により奨学金の返済猶予が認められた者には、適用しない。

- 2 前項に規定する延滞金は、未返済総額に対し年10パーセントとする。

（返済の督促）

第15条 奨学生であった者が、奨学金の返済を延滞している場合は、原則として年2回本人に督促する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、連帯保証人に対して督促を行う。

- (1) 奨学生であった者の所在が不明となったとき。
- (2) 督促を重ねても、奨学生であった者が奨学金を返済しないとき。
- (3) その他特別な事情があるとき。

（届 出）

第16条 奨学生若しくは奨学生であった者又は連帯保証人が、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、直ちに会長に届け出なければならない。

- (1) 休学又は退学をしたとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。
- (3) 連帯保証人に変更が生じたとき。
- (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所及び勤務先など誓約書及び奨学金借用証書の記載事項に変更が生じたとき。

- 2 前項3号及び4号に規定する変更の届出は、奨学金借用に関わる事項の変更届（様式第11号）を提出するものとする。

（管 理）

第17条 会長は、奨学金貸与に関する必要な帳簿類を備え、奨学金基金の適正な管理を行わなければならない。

（規程の改正）

第18条 この規程の改正は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成 10 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 5 月 12 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 5 月 22 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 22 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 23 日に改正し、施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 12 月 1 日に改正し、施行する。

2 この規程の施行前に既に本会奨学金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。ただし、第 2 条、第 12 条及び第 13 条の規定はこれを適用する。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 27 日に改正し、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。